

旅行業務取扱料金表

(この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面の一部となります。)

いつも弊社をご利用いただき、誠にありがとうございます。弊社では、お客様との旅行の契約または渡航手続きのあつ旋、ご旅行の相談に際しまして、下記の取扱料金を申し受けます。尚、こちらの旅行業務取扱料金は、国土交通省令で定められた基準に従って定めたものでございます。更なるお客様へのサービス向上に努力して参りますので、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

国内旅行

手配旅行に係る取扱料金

(一社)甲賀市観光まちづくり協会

区分	内容	料金
①手配料金	宿泊機関と運送機関・観光券の複合手配の場合	旅行費用総額の20%以内 ※宿泊機関・運送機関・観光券等1件1手配につき550円の合算額を下限とします。
	宿泊機関等を単一手配する場合	1件1手配につき費用の20%以内 (下限550円)
	運送機関・観光券等を単一手配する場合	1件1手配につき費用の20%以内 (下限1,100円)
②変更手数料	当該変更・取消された宿泊機関・運送機関・観光券等に係る旅行費用の20%以内。	
③取消手数料	宿泊機関等・運送機関・観光券等1件1手配につき550円の合算額を下限とします。	
④相談料金	(1)お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金(60分まで)5,500円 以降30分ごと3,300円
	(2)旅行日程表の作成	日程表1件につき5,500円
	(3)旅行代金見積書の作成	見積書1件につき5,500円
	(4)旅行地又は運送・宿泊機関等に関する情報提供	資料(A4版)1枚につき2,200円
	(5)お客様の依頼による出張相談	上記(1)~(4)までの5,500円増し
⑤添乗サービス料金		添乗員1人1日につき33,000円
⑥連絡通信料金	お客様の依頼により緊急に現地手配・取消・変更等のために通信連絡を行った場合等	1件につき550円

(注1) 上記料金には消費税が含まれています。

(注2) 「旅行費用」とは運賃・宿泊料その他の名目で、運送・宿泊機関等に対して支払う費用をいいます。

(注3) 上記料金には、電話料、通信費、送料等実費は含まれておりません。通信実費を別途申し受ける場合があります。

(注4) 上記料金は、旅行を中止される場合でも払戻ししません。

①手配料金について

- ◆ 「手配」とは、予約を伴わない発券のみも含みます。
- ◆ 同一施設に連泊の場合は1件1手配として扱います。
- ◆ 「運送機関等を手配する」とはJR・私鉄・バス・フェリー等の手配をすることをいいます。
- ◆ 同一運送機関の同時手配は、片道/往復・区間・人数等に関わらず、1件1手配として扱います。
- ◆ 「観光券を手配する」とは入場券・食事券・社寺券等の手配をすることをいいます。

②変更手数料 ③取消手数料について

- ◆ 手配着事後の変更、取消より申し受けます。変更の場合は変更の都度申し受けます。
- ◆ 上記①手配料金は、別途収受いたします。
- ◆ 宿泊・運送機関に対し、取消料・宿泊料・違約金その他の名目ですすでに支払いまたはこれから支払う費用は、別途申し受けます。

⑤添乗サービス料金について

- ◆ 添乗員の交通費、宿泊費、その他添乗員が同行するために必要な経費を別途申し受けます。